平成２７年（フ）第６１９号
川崎市川崎区小田４丁目15番４－２号
債務者　坂本けい子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６２１号
川崎市高津区溝口１丁目16番11―303号　エランドールカスタム、前住所三重県松阪市大黒田町415番地15　ル・シエル103
債務者　奥田　五朗
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６２４号
川崎市宮前区東有馬２丁目34番16号　ＳＫハイツ　201
債務者　百瀬　順治
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６３０号
川崎市高津区久末278番地３　コーポヒラノ201
債務者　長谷川かおり
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６３４号
川崎市高津区溝口２丁目24番36号　アゼリア101
債務者　岩永　好謹
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６５３号
川崎市高津区野川3910番地２　カルム野川Ｂ―102
債務者　山本　　浩
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６５４号
川崎市高津区野川3910番地２　カルム野川Ｂ―102
債務者　山本　雪絵
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６５５号
川崎市幸区南加瀬４丁目20番40―303号　サニーコーポ
債務者　田代美智子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６６８号
川崎市多摩区菅５丁目１番１号　メゾン梨花Ｉ　201
債務者　秋月　一志
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６８５号
川崎市宮前区馬絹1815番地１　コーポルピナス　201号
債務者　阿部　正伸
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６８６号
川崎市宮前区馬絹1815番地１　コーポルピナス　201号
債務者　阿部　舞子（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３９９号
新潟市西蒲区葉萱場296番地２
債務者　徳田　　洋
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１６号
新潟市中央区関屋松波町３丁目170番地１　ヴィラ松波201号、申立時の住所新潟市中央区関屋大川前１丁目２番20―409号
債務者　遠藤　洋子（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３４号
新潟市北区島見町448番地
債務者　阿部　清一
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５号
福井県小浜市駅前町12番21号　Ｓビル306、前住所大阪府堺市堺区栄橋町１丁７番５号　新昭和マンション308号
債務者　石川　紘士
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第２５０号
長野県大町市平2891－２　有限会社黒部ビューホテル内117号室、住民票上の住所神奈川県横浜市保土ケ谷区上星川３丁目21番３－804号
債務者　母里　陽幸（旧姓**廣**中）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長野地方裁判所松本支部